

緊急事態宣言の解除に伴う市設置施設の利用再開等について

緊急事態宣言に伴い原則休止としていた市設置施設について、令和3年3月21日（日）の緊急事態宣言の解除を受け、感染防止のための対策を改めて講じるなどの準備が整い次第、3月22日（月）から順次、再開しますのでお知らせします。

なお、神奈川県知事から県民に向けた外出自粛要請（特に午後9時以降の外出自粛要請）を踏まえ、当分の間、午後9時以降の利用が可能であった施設も利用時間を午後9時までとするなど、利用時間を短縮して再開します。

市設置施設の利用再開等の状況については、市ホームページに掲載し、今後は随時更新を行いますのでご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/koho/1019215.html>

※施設の詳細については、各施設担当窓口までお問い合わせください。

問合せ先
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044